

カワウの広域的な取組について

環境省では、農林水産省、国土交通省や関係都府県（鳥獣・水産部局）等とともに平成17年に関東地区（11都県）、平成18年に中部近畿地区（15府県）のそれぞれにおいてカワウ広域協議会を設置。

各協議会においては、広域保護管理指針を作成し、モニタリング調査、一斉追い払いなどの取組を行っているほか、ねぐら除去や繁殖抑制技術など、より効果的な手法の確立に向けた情報共有などを推進。

【関東地区】

H17. 4 関東カワウ広域協議会設立

H17.11 関東カワウ広域指針作成

H18. 4～ H24. 4 河川等の飛来地において一斉追い払い実施
 （※協議会構成員の合意により毎年実施）
 →追い払い実施前後のモニタリングにより、
 カワウ飛来数20～40%の減少を確認

【中部近畿地区】

H18.5中部近畿カワウ広域協議会設立

H19.3中部近畿カワウ広域指針作成
 （H24.4広域指針一部改訂）

<主な構成員>

国（環境省(事務局)、水産庁、国交省等の本省及び出先機関）

関東関係11都県（福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、新潟）

中部近畿関係15府県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島）

